

4-1 事業推進スケジュール

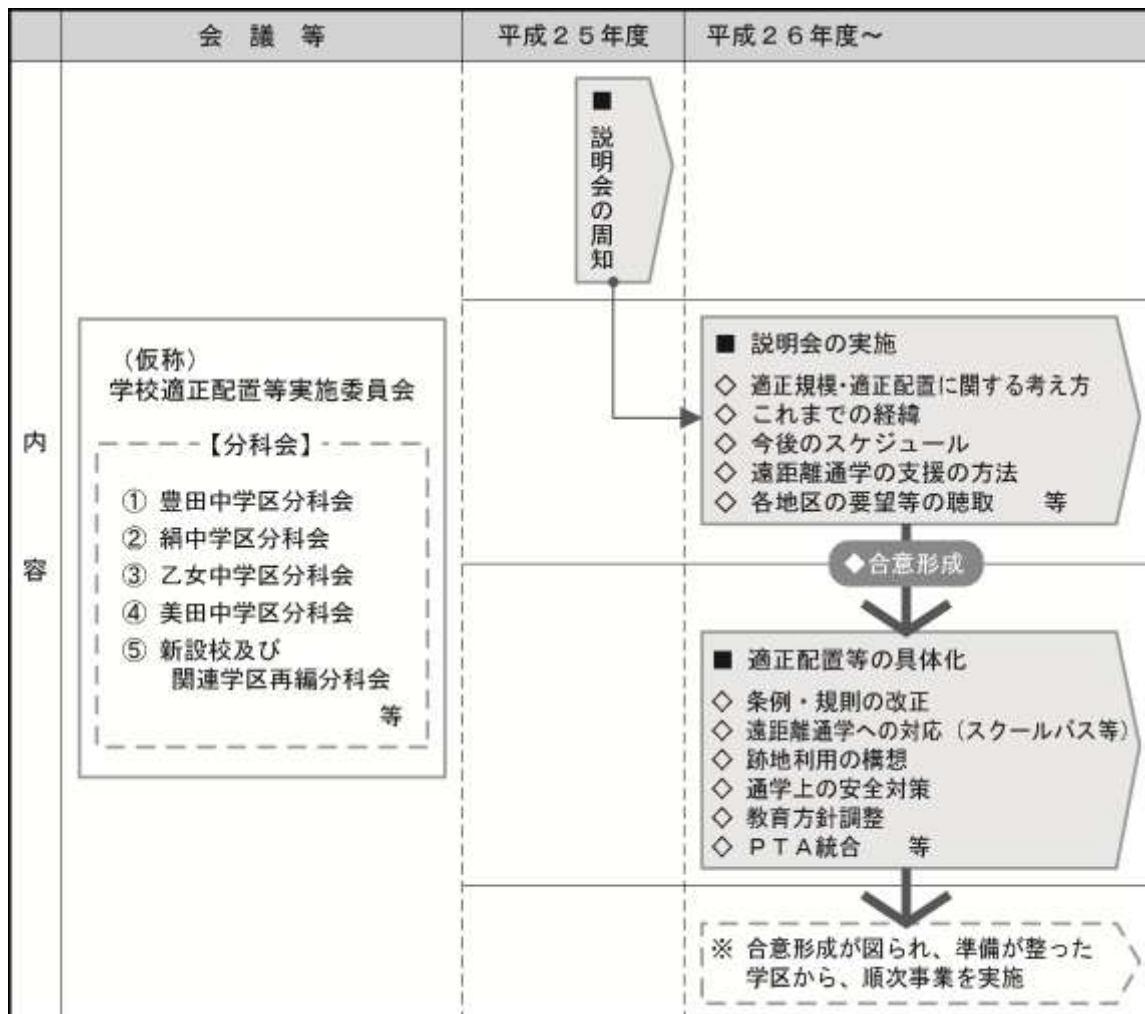
事業の推進にあたっては、庁内推進体制を充実させるとともに、地元住民の意向を把握し、合意形成を図りながら、計画的かつ着実に進める必要があります。

平成26年度には、学校適正配置等の合意形成や具体化を進めるための（仮称）学校適正配置等実施委員会を立ち上げ、必要に応じて、新設校設置や学校統廃合に関連する地区ごとに分科会を設置する必要があります。

平成26年度から27年度にかけては、本提言を踏まえ、地区説明会を実施し、適正規模・適正配置に関する考え方、これまでの経緯、今後のスケジュール、遠距離通学の支援の方法について説明するとともに、各地区の要望等の聴取などを行い、それぞれの地区における学校適正配置に関する具体的な計画を検討して、合意形成を図って行くべきと考えます。

また、説明会の結果を踏まえ、（仮称）学校適正配置等実施委員会や分科会において、条例・規則の改正、遠距離通学への対応、跡地利用の構想、通学上の安全対策、教育方針調整、PTA統合等について検討し、学校適正配置等の合意形成が図られ、具体化の準備が整った学区から、順次、事業を実施して行くべきと考えます。

■ 事業推進に向けたスケジュール（案）



4-2 実現に向けての課題

本市における適正配置等の実現に向けて、学校及び学区の再編を中心とした対応策を実施するにあたっては、次のような点に留意する必要があると考えられます。

① 地元合意形成

学校及び学区の再編は、地域の子どもが通う小学校が変わるという単純なことだけではなく、以下のような影響が生じることが予測されます。

- ・ 自治会や子ども会（育成会）等の組織運営に少なからず影響を与える恐れがある
- ・ 特に郊外農村部など、小学校が地域の中心になっている場合が多く影響がある
- ・ 各世帯代々の母校になっている場合が多く、愛着が深いことから、合意形成が困難

これらのことから、以下の点に留意する必要があると考えます。

- ・ 学区の再編が地域のコミュニティ形成に与える影響を最小限に抑えること
- ・ 地域のこれまでの歴史や誇りなどを可能な限り尊重すること
- ・ 就学児のいる家庭のみだけでなく、地域全体で意見交換と合意形成に努めること

② 小中一貫教育及びコミュニティ・スクール等との関連性

現在、小山市では小中一貫教育とコミュニティ・スクールの推進に向けて、様々な取組を行っています。

本提言では、将来における複数の小学校の統合可能性を検討していることから、適正配置を目的とした学区再編成については、現在進めている小中一貫教育とコミュニティ・スクールとの整合性を図り、地域に無用の混乱を生じさせないことに十分留意する必要があります。

③ 通学環境（距離など）の格差是正

各小学校区には4kmの適正範囲があります。しかし、各小学校区については以下の要因から通学距離にかなりの格差が生じています。

- ・ 市内の各地域、町丁、自治会、幹線道路などを主な基準に学校区を定めていること
- ・ 合併前の旧町村単位の学校区が、合併後も特に見直しがされずにそのまま継続されていること
- ・ 新設校の設置による再編成の際に、新設校への変更ではなく旧校への通学継続を希望した地域があること

小山市の小学校では、基準により距離の近い隣接校への通学校変更の申請が可能であり、地域によってはかなりの世帯が通学校を変更している現状があります。

これらのことから、実状に応じて地域や保護者の意向等を確認しながら、正式に学区の変更を検討することが必要と考えられます。